

令和元年6月18日

令和元年第2回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
(平成30年度公共下水道事業特別会計)
- 議案第 1 号 美浦村政治倫理審査会委員の選任について
- 議案第 2 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 3 号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の一部
を改正する条例
- 議案第 5 号 美浦村森林環境譲与税基金条例
- 議案第 6 号 令和元年度美浦村一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

報告第1号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計の繰越明許費について、別紙計算書のとおり報告する。

令和元年6月18日提出

美浦村長 中 島 栄

平成30年度 美浦村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	村債	
1 下水道費	2 下水道事業費	公共下水道整備事業	円 206,000,000	円 206,000,000	円 円	円 103,000,000	円 103,000,000	円 円
合計			206,000,000	206,000,000		103,000,000	103,000,000	

議案第 1 号

美浦村政治倫理審査会委員の選任について

下記の者を美浦村政治倫理審査会委員に選任したいから、美浦村政治倫理条例（平成 15 年美浦村条例第 13 号）第 5 条第 3 項の規定によって、議会の同意を求める。

令和元年 6 月 18 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

区分	氏名	生年月日	事務所所在地及び住所
専門的な知識を有する者	川又俊宏	昭和 62 年 6 月 22 日生	つくばみらい市絹の台 3-9-8
	古渡和夫	昭和 27 年 4 月 11 日生	美浦村大字木原 538 番地 1
	増尾重治	昭和 28 年 3 月 18 日生	美浦村大字大谷 908 番地
	木村威夫	昭和 31 年 1 月 23 日生	美浦村大字木 549 番地
村民のうちから選任する者	小野木 宏	昭和 28 年 1 月 1 日生	美浦村大字木原 499 番地 1
	宮本茂男	昭和 30 年 3 月 12 日生	美浦村大字興津 793 番地
	中澤真一	昭和 33 年 7 月 20 日生	美浦村大字馬掛 502 番地

議案第2号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年6月18日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村郷中2618番地

氏 名 糸 賀 一 男
昭和29年9月6日生

議案第3号

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年6月18日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

美浦村介護保険条例（平成12年美浦村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成30年度」に改め、「25,920円」の次に「とし、令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、

21,600円」を加え、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とある

のは、「41,760円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の美浦村介護保険条例第4条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第4号

美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年6月18日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例

美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例（昭和58年美浦村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「委員は、別表の職にあるものをもってあてる。」を「委員は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから組織する。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 関係機関及び団体の代表者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 村議会議員
 - (4) その他村長が必要と認める者
- 別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

美浦村森林環境譲与税基金条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村森林環境譲与税基金条例

(設置)

第 1 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）第 2 7 条の規定に基づき、次に掲げる施策に必要な財源を確保するため、美浦村森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(1) 森林の整備に関する施策

(2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、譲与を受けた森林環境譲与税の額に相当する額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金若しくは信託又は確実な有価証券の購入により運用するものとする。

(運用利益の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基

金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する施策のために必要な事業に要する経費に充てる場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(村長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

令和元年度美浦村一般会計補正予算（第1号）

令和元年度美浦村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称）

第1条 「平成31年度美浦村一般会計予算」の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度美浦村一般会計予算」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,871,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月18日提出

美浦村長 中島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		399,859	26,436	426,295
	2 国庫補助金	71,550	26,436	97,986
16 県支出金		305,027	1,290	306,317
	3 県委託金	36,485	1,290	37,775
19 繰入金		310,959	11,543	322,502
	2 基金繰入金	310,954	11,543	322,497
21 諸収入		114,542	74,921	189,463
	5 雑入	102,320	74,921	177,241
歳入合計		5,757,000	114,190	5,871,190

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		101,860	2,055	103,915
	1 議会費	101,860	2,055	103,915
2 総務費		757,216	17,617	774,833
	1 総務管理費	500,870	15,195	516,065
	4 選挙費	26,903	2,422	29,325
3 民生費		1,686,211	78,334	1,764,545
	1 社会福祉費	1,110,655	77,686	1,188,341
	2 児童福祉費	575,256	648	575,904
4 衛生費		551,686	120	551,806
	1 保健衛生費	137,790	120	137,910
8 消防費		286,150	9,211	295,361
	1 消防費	286,150	9,211	295,361
9 教育費		1,064,213	6,853	1,071,066
	5 社会教育費	149,775	6,853	156,628
歳 出 合 計		5,757,000	114,190	5,871,190

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	399,859	26,436	426,295
16 県支出金	305,027	1,290	306,317
19 繰入金	310,959	11,543	322,502
21 諸収入	114,542	74,921	189,463
歳入合計	5,757,000	114,190	5,871,190

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	101,860	2,055	103,915				2,055
2 総務費	757,216	17,617	774,833	2,040		13,710	1,867
3 民生費	1,686,211	78,334	1,764,545	25,686		52,000	648
4 衛生費	551,686	120	551,806				120
8 消防費	286,150	9,211	295,361			9,211	
9 教育費	1,064,213	6,853	1,071,066				6,853
歳 出 合 計	5,757,000	114,190	5,871,190	27,726		74,921	11,543

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	3,983	750	4,733
2 民生費国庫補助金	9,949	25,686	35,635
計	71,550	26,436	97,986

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	36,478	1,290	37,768
計	36,485	1,290	37,775

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

8 財政調整基金繰入金	166,010	11,543	177,553
計	310,954	11,543	322,497

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

1 消防団員退職報償金	1	9,211	9,212
3 雑入	43,994	65,710	109,704
計	102,320	74,921	177,241

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	750	61 地方創生推進交付金	750
6 プレミアム付商品券事業費補助金	25,686	5 プレミアム付商品券事務費補助金	12,686
		10 プレミアム付商品券事業費補助金	13,000

5 選挙費委託金	1,290	20 参議院議員選挙費委託金	1,290
----------	-------	----------------	-------

1 財政調整基金繰入金	11,543	5 財政調整基金繰入金	11,543
-------------	--------	-------------	--------

1 消防団員退職報償金	9,211	5 消防団員退職報償金	9,211
7 雑入	65,710	54 自治総合センターコミュニティ助成金	13,700
		106 臨時職員雇用保険料(会計課)	1
		126 臨時職員雇用保険料(生涯学習課)	9
		190 プレミアム付商品券売払収入	52,000

3 歳出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	101,860	2,055	103,915				2,055
計	101,860	2,055	103,915				2,055

節		説明
区分	金額	
4 共済費	2,055	2 議会運営費 2,055 4 共済費 2,055 1 議員共済会負担金 1 議員共済会負担金

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	254,268	0	254,268			10	△10
4 会計管理費	2,124	495	2,619				495
7 企画費	129,852	14,700	144,552	750		13,700	250
計	500,870	15,195	516,065	750		13,710	735

4 共済費	73	2 会計事務費 495 4 共済費 73 6 社会保険料 1 社会保険料（一般職非常勤職員）
7 賃金	422	7 賃金 422 1 一般事務補助員 1 一般事務補助員
19 負担金補助及び交付金	14,700	2 企画事務費 13,700 19 負担金補助及び交付金 13,700 10 補助金 15 自治総合センターコミュニティ助成金
		8 定住促進事業費 1,000 19 負担金補助及び交付金 1,000 10 補助金 92 移住支援金

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

3 参議院議員選挙費	9,385	2,422	11,807	1,290			1,132
計	26,903	2,422	29,325	1,290			1,132

13 委託料	100	2 参議院議員選挙費 2,422 13 委託料 100 5 業務委託料 1 選挙執行業務等委託料
18 備品購入費	2,322	18 備品購入費 2,322 1 庁用器具費 1 庁用器具費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	295,044	77,686	372,730	25,686		52,000	
-----------	---------	--------	---------	--------	--	--------	--

3 職員手当等	1,005	63 プレミアム付商品券事業 77,686 3 職員手当等 1,005 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
11 需用費	300	11 需用費 300 1 消耗品費 1 消耗品費
12 役務費	645	12 役務費 645 1 通信運搬費 1 郵便料
13 委託料	10,406	13 委託料 10,406 5 業務委託料 7,922

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 社会福祉総務費)							
計	1,110,655	77,686	1,188,341	25,686		52,000	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	91,166	648	91,814				648
計	575,256	648	575,904				648

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	77,865	120	77,985				120
計	137,790	120	137,910				120

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 非常備消防費	270,615	9,211	279,826			9,211	
計	286,150	9,211	295,361			9,211	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	89,461	3,011	92,472				3,011
2 公民館費	30,972	2,110	33,082				2,110
3 文化財保護費	17,729	1,732	19,461				1,732

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
14 使用料及び賃借料	330	5 プレミアム付商品券業務委託料 7 電算処理委託料 10 プレミアム付商品券電算業務委託料	7,922 2,484
19 負担金補助及び交付金	65,000	14 使用料及び賃借料 2 賃借料 2 パソコンリース料 19 負担金補助及び交付金 10 補助金 10 プレミアム付商品券事業補助金	330 65,000

15 工事請負費	648	2 子育て支援センター（みほふれ愛プラザ）管理費 15 工事請負費 2 建築工事 5 雨樋設置工事	648 648
----------	-----	---	-------------------

12 役務費	120	2 予防接種事業費 12 役務費 4 手数料 9 審査支払手数料	120 120
--------	-----	--	-------------------

8 報償費	9,211	2 消防団運営費 8 報償費 1 報償金 1 報奨金	9,211 9,211
-------	-------	--	-----------------------

19 負担金補助及び交付金	3,011	12 地区公民館補助事業費 19 負担金補助及び交付金 10 補助金 15 地区公民館等修繕等補助金	3,011 3,011
15 工事請負費	2,110	3 中央公民館管理費 15 工事請負費 3 維持補修工事 33 中央公民館ポーチ修繕工事	2,110 2,110
1 報酬	1,496	4 文化財活用事業費 1 報酬 4 一般職非常勤職員報酬 1 一般事務職員	1,732 1,496
4 共済費	214	4 共済費 6 社会保険料 1 社会保険料（一般職非常勤職員）	214
9 旅費	22	9 旅費	22

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(3 文化財保護費)							
計	149,775	6,853	156,628				6,853

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 費用弁償
		1 費用弁償

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		15,144	4,863 (3.35)			2,305	22,312	2,746	25,058	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	18,188	73,387	
	その他の 特別職	996	59,895						59,895	3,020	62,915	
	計	1,010	101,679	15,144	18,278			2,305	137,406	23,954	161,360	
補正前	長等	2		15,144	4,863 (3.35)			2,305	22,312	2,746	25,058	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	16,133	71,332	
	その他の 特別職	996	59,895						59,895	3,020	62,915	
	計	1,010	101,679	15,144	18,278			2,305	137,406	21,899	159,305	
比較	長等											
	議員									2,055	2,055	
	その他の 特別職											
	計									2,055	2,055	

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>62</u> 143)	102,987	531,960	349,576	984,523	177,751	1,162,274	
補正前	(<u>61</u> 143)	101,491	531,960	348,571	982,022	177,464	1,159,486	
比較	(<u>1</u>)	1,496		1,005	2,501	287	2,788	

()内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	12,546	6,396	8,435		27,592	1,109	14,364	119,693	90,270	69,171	
	補正前	12,546	6,396	8,435		26,587	1,109	14,364	119,693	90,270	69,171	
	比較					1,005						

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 143 人 143 人 補正前 143 人 143 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	1,005	制度改正に伴う増減分		日直手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	
		その他の増減分	1,005	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	1,005

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和元年6月1日現在	平均給料月額	316,995	313,856
	平均給与月額	377,806	322,974
	平均年令	41歳 9月	55歳 1月
平成31年1月1日現在	平均給料月額	328,629	314,700
	平均給与月額	364,840	319,518
	平均年令	43歳 1月	55歳 7月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	153,000	150,700	148,600	146,000
大 学 卒	180,700	-	180,700	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和元年6月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 8	() 88.9%
	6	() 12	() 10.2%	3	() 1	() 11.1%
	5	() 16	() 13.6%	2	()	()
	4	() 32	() 27.1%	1	()	()
	3	() 22	() 18.6%			
	2	() 24	() 20.3%			
	1	() 8	() 6.8%			
	計	() 118	() 100.0%	計	() 9	() 100.0%
平成31年1月1日現在	7	() 4	() 3.5%	4	() 10	() 90.9%
	6	() 16	() 13.8%	3	() 1	() 9.1%
	5	() 12	() 10.3%	2	()	()
	4	() 38	() 32.8%	1	()	()
	3	() 20	() 17.2%			
	2	() 23	() 19.8%			
	1	() 3	() 2.6%			
	計	() 116	() 100.0%	計	() 11	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長及び次長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	134	118	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	134	116	11	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	
補正前	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	
国の制度	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議案第7号

令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度美浦村の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称）

第1条 「平成31年度美浦村公共下水道事業特別会計予算」の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計予算」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ729,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月18日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		53,226	23,774	77,000
	1 国庫補助金	53,226	23,774	77,000
6 繰入金		163,929	74	164,003
	2 基金繰入金	64,540	74	64,614
9 村債		171,900	23,700	195,600
	1 村債	171,900	23,700	195,600
歳入合計		682,200	47,548	729,748

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		423,723	47,548	471,271
	2 下水道事業費	263,405	47,548	310,953
歳 出 合 計		682,200	47,548	729,748

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	171,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し の後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するところによ る。ただし村財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、もしく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。	195,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し の後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するところによ る。ただし村財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、もしく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。
合 計	171,900				195,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	53,226	23,774	77,000
6 繰入金	163,929	74	164,003
9 村債	171,900	23,700	195,600
歳入合計	682,200	47,548	729,748

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道費	423,723	47,548	471,271	23,774	23,700	74	
歳 出 合 計	682,200	47,548	729,748	23,774	23,700	74	

2 歳 入
 (款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費国庫補助金	53,226	23,774	77,000
計	53,226	23,774	77,000

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 公共下水道事業基金繰入金	64,540	74	64,614
計	64,540	74	64,614

(款) 9 村債

(項) 1 村債

1 下水道事業債	171,900	23,700	195,600
計	171,900	23,700	195,600

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 公共下水道事業費補助金	23,774	10 社会資本整備総合交付金	23,774

1 公共下水道事業基金繰入金	74	5 公共下水道事業基金繰入金	74
----------------	----	----------------	----

1 下水道事業債	23,700	50 公共下水道事業債	23,700
----------	--------	-------------	--------

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 公共下水道事業費	263,405	47,548	310,953	23,774	23,700	74	
計	263,405	47,548	310,953	23,774	23,700	74	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	47,548	2 公共下水道整備事業 47,548 15 工事請負費 47,548 1 土木工事 10 公共下水道工事